

税の申告は
お早めに!

申告期限は 3月15日(火)です

問い合わせ 税務課市民税担当(1階⑫番窓口)

市民税・県民税の申告(市・県民税申告)と所得税の申告(確定申告)の受け付けが始まります。必要な人は余裕を持った申告をお願いします。

※申告関係の書類は、税務課(1階⑫番窓口)、各出張所、高萩北公民館で配布しています。

※市・県民税申告の必要があると思われる人には、市・県民税申告書等を1月下旬に発送します。

※申告期間中は税務課職員が申告会場に出向くため、税務課窓口での申告相談はできません。

確定申告が必要な人(主な場合)

※下記以外でも、確定申告が必要な場合があります。詳しくは、川越税務署(☎049-235-9411)へお問い合わせください。

給与所得

- 給与収入金額が2,000万円を超える人
- 給与以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える人

年金所得

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
 - 公的年金等の収入以外の所得金額が20万円を超える人
- ### 給与所得および年金所得以外
- 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える人

所得税の還付を受ける

(市・県民税申告では所得税の還付は受けられません)

- 給与所得のある人で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で受けていない控除がある人
- 令和3年中に退職するなど、年末調整を受けていない人

市・県民税申告が必要な人

- 確定申告書を提出しない人(確定申告が不要な人)で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある人、市・県民税のみ各種控除(医療費控除、社会保険料控除等)を追加で申告する人
- 勤務先から日高市役所に給与支払報告書が提出されない人(不明な人は勤務先に確認してください)

収入がない旨の申告が必要な人

令和3年1月1日から12月31日までの収入がない人、または収入が非課税所得(遺族年金、障がい年金、失業給付など)のみの人でも収入がない旨の申告が必要になる場合があります。

(例)

- 日高市国民健康保険税の軽減を受ける人
- 国民年金保険料の免除を受ける人
- 児童(扶養)手当を受ける人
- 保育所に入所申込をする(した)人
- 非課税証明書の発行を希望する人

市・県民税申告が不要な人

- 確定申告書を提出した人
- 同居親族の扶養に入っており、収入がない旨の申告が不要な人
- 1か所からの給与収入のみで年末調整が済んでいる人または公的年金等に係る所得のみの人で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない人

公的年金等を受給している人

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等の収入以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告する必要はありません。

※各種控除の追加により所得税の還付を受ける場合や、損失の繰越控除を受ける場合など、確定申告が要件となっている場合は、確定申告が必要です。

※市・県民税の算定にあたり公的年金等の源泉徴収票に記載のない社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除等の各種控除を追加する場合は、市・県民税申告が必要です。

◀◀◀ 申告に必要なものは8ページをご覧ください

市での申告は予約制です

申告日程と会場一覧

期日	時間	場所
2月10日(木) 14日(月) 15日(火)		市役所3階 301会議室 ※15日は午前のみ
16日(水) 17日(木)		高麗公民館 ※17日は午前のみ
18日(金) 20日(日) 21日(月) 22日(火)		武蔵台公民館 ※22日は午前のみ
24日(木) 25日(金) 27日(日) 28日(月) 3月1日(火)	午前9時～正午 午後1時～5時	生涯学習センター 2階視聴覚室 ※3月1日は午前のみ
2日(水) 3日(木)		高萩北公民館 ※3日は午前のみ
4日(金) 7日(月) 8日(火)		高萩公民館 ※8日は午前のみ
9日(水) 10日(木) 11日(金) 14日(月) 15日(火)		市役所3階 301会議室

予約方法

電子申請

期間 1月12日(水)～3月13日(日) ※24時間受け付け

- ①希望の日時を指定
- ②メールアドレスを入力し、送信
- ③返信メールが来るので、氏名と電話番号を入力して送信
- ④予約完了



▲申告予約
電子申請

電話

期間 1月26日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時～午後3時

電話番号 申告受付コールセンター ☎985-5222

注意 都合が悪くなった場合は、キャンセルの連絡をお願いします。電子申請で予約した場合は、予約番号とパスワードで、電子申請内でキャンセルできます。

※令和4年1月1日現在、市内に住んでいない人は市の会場で申告できません。1月1日現在、お住まいの市区町村にご相談ください。



市の申告会場で受け付けできない人

- 青色申告の人
- 給与所得者で特定支出の控除を受ける人
- 外国の公的年金、外貨建取引での収入、インセンティブ報酬がある人
- 土地・家屋や株式などの譲渡所得がある人
- 利子所得がある人
- 損失の申告をする人
- 配当所得を申告する人(総合課税を除く)
- 海外に住んでいる親族を配偶者控除、扶養控除、障がい者控除等とする申告をする人
- 雑損控除のある人、災害減免法による所得税の軽減免除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅改修関連などの控除を受ける人
- 過年分(令和2年以前の年分)の確定申告をする人

※上記以外でも受け付けできない場合もあります。詳しくは担当までご相談ください。

※市の申告会場で受け付けできない確定申告は、川越税務署で申告する、確定申告書を作成して郵送やe-Taxを利用して申告する、税理士に依頼するなどの方法で申告してください。

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送やe-Tax等による申告を

申告会場に行かなくても、国税庁ホームページから確定申告ができます！



▲国税庁
ホームページ

マイナンバーカード方式

- 準備するもの：
- マイナンバーカード
 - 対応スマートフォン



ID・パスワード方式

- 準備するもの：
- 税務署窓口でID・パスワードを取得



郵送

「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を印刷して郵送で提出



※川越税務署に提出する確定申告書を投函する申告ポストを、2月10日(木)から3月15日(火)まで税務課1階⑩番窓口(開庁時のみ)および申告会場(申告受付時間のみに)に設置します。投函する際は、確定申告書を封筒に入れ、必ず封をしてください。控えに税務署受領印が必要な人は、控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、申告書の内容確認が必要な人は、市の申告会場の予約をしてください。

申告に必要なもの

令和3年中の収入や必要経費が分かるもの

収入の種類	必要書類
営業等・農業・不動産	作成済みの収支内訳書
給与	源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は、給与明細書など支払金額が分かるもの）
公的年金	源泉徴収票（厚生労働省年金局・企業年金連合会など）
報酬	支払調書、必要経費がある場合は作成済みの収支内訳書
その他	収入金額および必要経費が分かるもの

その他

○マイナンバー（個人番号）カードまたはマイナンバー（個人番号）通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）

※郵送で提出する場合は写しの添付が必要です。

※扶養親族がいる人は、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記入が必要ですので、分かるようにメモ等をしてきてください。

○確定申告（還付申告）をする人は、申告者本人名義の口座番号が分かるもの（通帳など）

○税務署から「確定申告のお知らせはがき」などが届いた人や、市・県民税の申告書が届いた人は、その申告書など

○利用者識別番号の分かるもの（持っている人のみ）



医療費控除の明細書、収支内訳書などは、事前に作成しておきましょう！

各種控除に必要な書類など（令和3年中に支払ったもの）

控除の種類	必要書類
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書（領収書の提示または添付は不要、ただし自宅で5年間保管する必要あり） 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合】 作成済みのセルフメディケーション税制の明細書
社会保険料控除	健康保険（国民健康保険や任意継続の社会保険等）、国民年金等の控除証明書や領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書
勤労学生控除	学生証（郵送の場合は写しを添付）
障がい者控除	障がい者手帳（郵送の場合は写しを添付）
寄附金控除	寄附先団体から交付された領収書や証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が市・県民税申告や確定申告をする場合、特例申請分を含めた全ての領収書が必要です。
住宅借入金等特別控除（2年目以降のみ）	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の原本、税務署から送付されている給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
その他	各種控除の支払金額・適用要件などが確認できる領収書・証明書など

川越税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 2月1日（火）～3月15日（火）

※土・日曜日および祝日を除く。ただし、2月20日・27日の日曜日に限り開場します。

※令和3年分の確定申告では、還付申告等で申告相談が必要な人は2月1日（火）から受け付けます。

時間

○申告受付：午前8時30分～午後4時
（提出は午後5時まで）

○相談開始：午前9時から

※当日会場で配布する入場整理券が必要です。

※LINEによる入場整理券の事前発行もあります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

場所・問い合わせ 川越税務署（川越市並木452-2）

☎049-235-9411（代表）

無料還付申告相談会（完全予約制）

日時 2月6日（日） 午前10時～午後3時30分

場所 川越市南公民館（川越市新宿町1-17-17）

対象

- 給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の人
- 給与所得者で医療費控除を受ける人
- 年の途中で就職・退職し、年末調整の済んでいない人

申し込み・問い合わせ

関東信越税理士会川越支部

☎049-246-6188

